

平成 21 年度水質汚濁防止法等の施行状況について(お知らせ)

平成 22 年 11 月 26 日(金)
環境省水・大気環境局水環境課
直通:03-5521-8316
代表:03-3581-3351
課長:吉田 延雄(6610)
補佐:戸川 雄介(6614)
担当:長谷 拓明(6628)

環境省は、水環境行政の円滑な推進に資するため、平成 21 年度における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法の各規定の施行状況について取りまとめました。

【概要】

1. 特定事業場数等

(1) 特定事業場数(表 1 参照)

特定事業場の数は、平成 22 年 3 月末現在において約 27 万 4 千であり、前年度と比較すると事業場数はやや減少した。

(2) 特定事業場の業種別内訳(表 2 参照)

特定事業場の業種別内訳は、多い順に(1)旅館業、(2)自動式車両洗淨施設、(3)畜産農業であった。

2. 改善命令、排水基準違反等

(1) 立入検査(水濁法第 22 条第 1 項)、行政指導(表 3 参照)

立入検査及び行政指導の件数は、立入検査が約 4 万 2 千件、行政指導が約 7 千件であり、前年度より減少した。

(2) 改善命令等(水濁法第 13 条第 1 項、第 13 条の 2 第 1 項、第 14 条の 3) (表 4 参照)

公共用水域への排出に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する改善命令の件数は 26 件であり、特定施設の使用や排水の排出に関する一時停止命令は無かった。

一方、地下への浸透に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する改善命令及び特定施設の使用や特定地下浸透水の浸透に関する一時停止命令は無かった。

(3) 排水基準違反(水濁法第 31 条等) (表 5 参照)

排水基準違反の件数は 6 件であった。

(表 1) 特定事業場数

	全特定事業場数	一日当たりの平均排水量 50m ³ 以上の事業場数		一日当たりの平均排水量 50m ³ 未満の事業場数	
		うち有害物質使用特定事業場		うち有害物質使用特定事業場	
平成 21 年度	274,039	34,271	4,179(1)	239,768	10,348(7)
平成 20 年度	276,952	34,807	4,336(1)	242,145	10,611(8)

(注1) 表中「一日当たりの平均排水量 50m³未満の事業場」には、生活環境項目に係る排水基準は適用されない。

(注2) 括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

(表 2) 特定事業場の業種別内訳

	第1位	第2位	第3位
平成 21 年度	旅館業(67,578)	自動式車両洗浄施設(30,409)	畜産農業(30,294)
平成 20 年度	旅館業(68,130)	畜産農業(30,380)	自動式車両洗浄施設(30,335)

(表 3) 立入検査(水濁法第 22 条第 1 項)、行政指導

	立入検査			行政指導
	合計	(昼間立入)	(夜間立入)	
平成 21 年度	42,367	41,786	581	7,172
平成 20 年度	43,509	42,934	575	7,631

(表 4) 改善命令等(水濁法第 13 条第 1 項、第 13 条の 2 第 1 項、第 14 条の 3)

	公共用水域への排出に係るもの (水濁法第 13 条第 1 項)		地下への浸透に係るもの (水濁法第 13 条の 2 第 1 項)		地下水の浄化措置命令(水濁法第 14 条の 3)
	改善命令	一時停止命令	改善命令	一時停止命令	
平成 21 年度	26	0	0	0	0
平成 20 年度	23	1	0	0	0

(表 5) 罰則の適用(水濁法第 31 条等)

	排水基準違反	その他の違反	計
平成 21 年度	6	0	6
平成 20 年度	13	0	13

本公表資料は、

http://www.env.go.jp/water/impure/law_chosa.html に掲載されます。